

# 特 記 仕 様 書

業 務 名：福島県ほか5山地災害危険地区再調査業務

第1条 本業務にあたっては、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」及び別添の調査業務仕様書によるほか本特記仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理局等の職員の指示によること。

第2条 再調査の数量及び場所  
別紙の山地災害危険地区一覧表（山崩、地すべり、崩流）を参照

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 調査業務仕様書5調査表及び図面の作成のうち、調査表等のExcelファイルについては、各様式1～13における調査数値の集計方法等を汎用性のある手法により各様式の連携を図るものとする。

また山地災害危険地区位置図の作成にあたっては、最新の森林計画区森林位置図（1/50,000）を使用するとともに、成果品の提出にあたっては図面のPDFファイルに加え、発注者においてデータ修正が可能な汎用性のある手法により作成した原本データを提出すること。

なお、上記の汎用性のある手法については、発注者側と事前に協議のうえ決定すること。

第5条 本業務の結果は、報告書として製本したものを2部、電子データとして電子媒体（DVD等）に保存したものを添付して履行期間内に提出すること。

また、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

なお、分冊方法の詳細については、発注者と協議すること。

第6条 本業務における「情報共有システム」の実施にあたっては次によるものとする。

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。

(2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁HP参照

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-30.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf)

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(4) 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務に含まれる。  
解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

## 第7条 その他

発注者が保有する資料等は、支障の無い範囲で貸与若しくは閲覧する。

なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。

資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

- (1) 関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ
- (2) 国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ